

制定経過

～市民が主体となり、市民の意見からつくられました～

春日部市民憲章制定までのあゆみ

- 平成30年 12月 春日部市市民憲章市民会議要綱の制定
- 平成31年 3月 第1回市民憲章市民会議
- 令和元年 5月 第2、3回市民憲章市民会議
 - 7月 アンケートの実施
(18歳以上の市民1,248人、
小中高生1,317人回答)
 - 8月 小・中学生ワークショップ*の開催
(66人参加)
- 10月 第4回市民憲章市民会議
- 11月 第5回市民憲章市民会議
- 12月 第6回市民憲章市民会議
- 令和2年 1月 第7回市民憲章市民会議
- 2月 第8回市民憲章市民会議
- 4月 第9回市民憲章市民会議
※第1回書面会議に変更
- 5月 第2回書面会議
- 6月 第10回市民憲章市民会議
- 7月 第3回書面会議
全員協議会
- 8月 市民意見提出手続の実施
(222人から433件提出)
- 9月 第4回書面会議
- 10月 第11回市民憲章市民会議
- 11月 第12回市民憲章市民会議
(市長へ提案)
- 12月 議会上程・可決
- 令和3年 1月 春日部市民憲章制定

*ワークショップ…参加体験型グループ学習のこと

春日部市民憲章英語版

Kasukabe Citizens' Charter

Our city of Kasukabe, with the Furutone and Edo River flowing through, has a long history of fostering its own culture, traditions and industries alongside a richness of nature.

Thinking of the future, in order to ensure a comfortable and attractive city for everyone, the citizens of Kasukabe decided to establish the Citizens' Charter as follows:

- We will act in an environmentally friendly way and protect our precious nature.
- We will keep good mental and physical health and act responsibly.
- We will respect and help each other and build mutual trust.
- We will cherish our own culture and traditions and hand them down to future generations.
- We will learn from the world, while having an openminded perspective, and create a peaceful and prosperous future.

And together we will live in this city, Kasukabe.

春日部市民憲章

～「住んで良かった」と
思えるまちを目指して～

春日部市は、市民の皆様と共に
市制施行15周年を迎えました。

これからも
「住んで良かった」と思えるまちを目指し、
市民憲章を制定しました。

“そして
このまちで
ともに生きましょう”

(春日部市民憲章より)



市公式ホームページ



発行: 春日部市

発行年月: 令和3年1月



※紙製容器のみの再生紙を使用しています

前文について①

一段落目では、私たちのまちについて説明しています。市内を流れる代表的な河川である「古利根川と江戸川」が、春日部の自然を形作っているとともに、その恵まれた豊かな自然のなかで、先人たちが育んできた伝統、文化、産業といった歴史が脈々と受け継がれているまちであることを表現しています。

前文について②

二段落目では、市民憲章を定める目的を明らかにしています。「理想の春日部」を聞いたアンケートでは、18歳以上の市民も、小中高生も、「安心・安全なまち」と回答した人が最も多い結果でした。このような理想の春日部を、「だれもが住み良い」、「魅力あるまち」とし、これを目指すことを目的としています。

同時に、今を生きる私たちのためだけでなく、私たちの子や孫、その先のまだ見ぬ子どもたちの時代がどのように変わっていくかよく考えることで、この住み良い「春日部のまち」を、よりよい形で将来につなげていく決意を表しています。

結びについて

結びでは、このまちで一緒に暮らしていくことを呼びかけ、春日部市民の一体感が醸成される願いを込めています。ここでいう「生きる」とは、今と一緒に過ごすことを意味しており、たとえこのまちで過ごす時間が一時であっても、その短い時間をともに分かち合うことを呼びかけています。

また、短い文章をあえて3行にすることで余韻を残し、深く印象付けられるようにしています。

春日部市民憲章

(令和3年1月1日制定)

わたしたちのまち春日部は 古利根川と江戸川が流れ

豊かな自然のなかで 伝統 文化 産業を育んできた歴史のあるまちです

わたしたちは この先の時代に想いを馳せ

だれもが住み良い 魅力あるまちを目指して

ここに 市民憲章を定めます

- 一 環境にやさしく かけがえのない自然を守りましょう
- 一 心と体を健やかに 良識ある行動を心がけましょう
- 一 お互いを尊重し ともに助け合い 心かよう信頼を築きましょう
- 一 伝統と文化を大切にし 次の世代に引き継ぎましょう
- 一 広い視野で世界に学び 平和で夢のある未来をつくりましょう

そして

このまちで
ともに生きましょう

本文について

ひとつ
一 環境にやさしく かけがえのない自然を守りましょう

1条目は、身の回りの環境についてです。

前文で示した豊かな自然のなかに、多くの生き物たちも共生しています。一人ひとりが「環境」に配慮した生活を送り、その積み重ねで私たちを取り巻く大きな「自然」を大切にすることを呼びかけています。

ひとつ
一 心と体を健やかに 良識ある行動を心がけましょう

2条目は、私たち自身についてです。

自分自身の健やかな「心」と「体」を養うとともに、「良識」を持つことで、一人ひとりが物事の良しあしを見分け、自発的に行動することを呼びかけています。

ひとつ
一 お互いを尊重し ともに助け合い 心かよう信頼を築きましょう

3条目は、他者との関係についてです。

安心して暮らせるまちにするためには、まず相手を認めることが大切です。そして、人それぞれの多様性を受け入れ、互いに助け合い、表面上だけではない「心かよう信頼」で、つながりを深め、双方の絆を築いていくことを呼びかけています。

ひとつ
一 伝統と文化を大切にし 次の世代に引き継ぎましょう

4条目は、これまでの春日部についてです。

これまでの人々が、途切れることなく培ってきた「伝統」と「文化」に敬意を払い、将来につないでいくことを呼びかけています。

ひとつ
一 広い視野で世界に学び 平和で夢のある未来をつくりましょう

5条目は、これからの春日部についてです。

春日部はもとより世界にも広く目を向け、様々な分野について学び、将来世代へ向けた持続可能で希望のある未来をつくることを呼びかけています。